

令和3年度那須塩原市による障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、市内の障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、その一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、本市が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等（市内に所在するものに限る。）は次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設に限る）
- イ 生活介護事業所
- ウ 就労移行支援事業所
- エ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（次のいずれの要件も満たすこと）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

(1) 物品

- ア 食品（パン、焼き菓子など）
- イ 手工芸品（木工品、布製品など）
- ウ 印刷物（名刺、シール、チラシなど）
- エ 農産物（花苗、野菜、果樹など）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業（袋詰め、封入、印刷物折り、包装など）
- イ 除草・清掃作業など
- ウ クリーニング・リネンサプライなど
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の目標

令和３年度到達目標額は、令和２年度調達実績額（９３３千円）以上とする。

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの提供可能物品等をリスト化し庁内各部署に周知するとともに、庁内各部署からの要望等を収集し物品調達の調整を図る。
- (2) 調達実績については、那須塩原市地域自立支援協議会において評価・分析を行い、次年度の調達方針に反映する。
- (3) 一層の優先調達を図るため、那須塩原市地域自立支援協議会事業所部会を活用し、調達の調整や障害者就労施設等における新たな提供可能物品等の検討などを行う。
- (4) イベント等で使用する記念品・啓発物品は、障害者就労施設等からの調達に努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、毎会計年度終了後に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、毎年度、本方針の見直しを行うものとする。

1 0 令和2年度調達実績

種別	品目名	件数	金額（円）
物品	食料品	3	23,100
	小物雑貨	3	52,000
	その他	0	0
	物品計	6	75,100
除草作業	印刷	1	87,615
	清掃作業	11	713,913
	その他の役務	4	56,000
	役務計	16	857,528
合計		22	932,628